

## 確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令の公布について

対象	DB	厚生基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

### ポイント

- ▶ 平成28年6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1の施行に伴う確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令※2が、本日公布されました。
- ▶ 内容は、平成30年1月1日施行の「DC掛金の拠出限度額の年単位化」に関する改正政令です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース（No.410）確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布](#)

※2 [確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令](#)

### 改正法の概要

【施行日】平成30年1月1日

- ▶ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更、拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上定期的に拠出」へ変更。

### 公布された政令の概要

#### 1. 確定拠出年金法施行令の一部改正

項番	項目	政令の概要
(1)	年単位化に伴う拠出の方法を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 掛金の拠出については、加入者期間の計算基礎となる期間につき、12月から翌年11月までの12月間(この間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間、以下「掛金拠出単位期間」という)を単位として拠出する</li> <li>✓ ただし、規約に定めるところにより、12月間を区分した期間ごと(例:毎月、3カ月等)に拠出することができる</li> <li>✓ 加入者掛金の額は、掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができる</li> </ul>

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 公布された政令の概要(つづき)

項番	項目	政令の概要
(2)	年単位化に伴う拠出限度額の規定の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 拠出限度額は、加入者期間の計算基礎となる期間につき、12月間からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における加入者区分に応じた拠出限度額を合計した額(その前に区分した期間に係る拠出がある場合は、前の区分した期間に係る掛金額を控除した額)とし、使い残した拠出限度額は繰り越す</li> <li>✓ 加入資格喪失後、再び加入資格を取得した場合は、加入資格喪失前の使い残した拠出限度額を繰り越す</li> <li>✓ 上記、拠出限度額の繰り越しは、前述(1)の12月間の範囲内で実施可</li> </ul>
(3)	事業主掛金の前納及び追納に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること</li> </ul>
(4)	年単位化に伴う企業型DCに係る掛金の納付期限日の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業型DCの掛金の納付期限日は、拠出する期間の最後の月の翌月の初日から末日までの日(企業型DC加入者が資格を喪失した場合は、資格喪失日から同日が属する月の翌月の末日までの日)とする</li> <li>✓ 納付期限日までに納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、規約に定めるところにより、納付期限日を延長することができる</li> </ul>

## 2. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

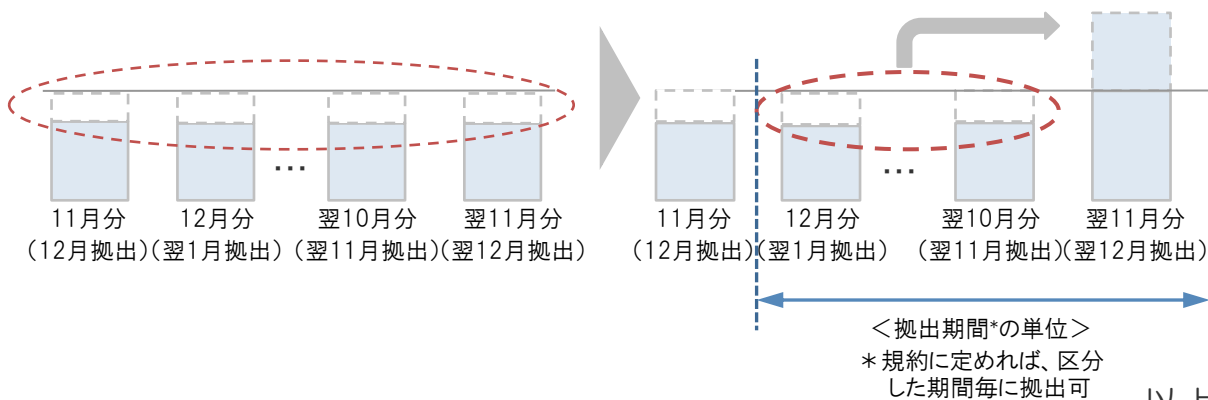
項番	政令の概要
(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 存続厚生年金基金の実施事業主が企業型DCを実施している場合の拠出限度額について確定拠出年金法施行令の一部改正と同様に改正する。</li> </ul>

### ご参考:DC掛金の拠出限度額の年単位化(イメージ図)

- ✓ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更  
(拠出期間は12月～翌年11月までの12月間を単位とする)

<現行> 各月で拠出限度額の使い残しが発生

<法改正後> 12月分～翌10月分の使い残しを11月分の拠出時にまとめて拠出することが可能



以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。